

改 正 案	現 行
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 移動受信用地上基幹放送の普及</p> <p>移動受信用地上基幹放送のうち、207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。</p> <p><u>なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多</p>	<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 移動受信用地上基幹放送の普及</p> <p>移動受信用地上基幹放送のうち、207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多</p>

くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される移動受信用地上基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し移動受信用地上基幹放送を行う機会を開放する。

また、移動受信用地上基幹放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

(4) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避ける。

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避ける。

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1)～(5) (略)

2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ご

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1)～(5) (略)

2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ご

との放送系の数の目標を充足すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)～(4) (略)

(5) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	<u>10程度(注)</u>

(注) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。

との放送系の数の目標を充足すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)～(4) (略)

(5) 移動受信用地上基幹放送(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送)

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全国	<u>当該放送に係る技術等を考慮して定める数</u>